

区内居宅訪問型保育事業

従業員等保育従事者が複数いる事業者 各位

文京区子ども家庭部

子ども施設担当課長 足立 和也

令和 7 年度認可外保育施設の運営状況報告について（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

貴殿の設置する居宅訪問型保育事業について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに文京区認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和 7 年 3 月 31 日 2024 文子幼第 8435 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

記

1 提出書類

(1) 認可外保育施設等報告書（別記様式第 4 号の 2）

※「認可外保育施設」・「居宅訪問型事業者（個人事業者）」とは様式が異なります。
十分ご留意ください。

※様式は文京区のホームページに掲載しております。

URL：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p007599.html>

(2) 運営状況報告書に添付する書類

①送付書

②有資格者（保育士・看護師・（公社）全国保育サービス協会の認定ベビーシッター）
である場合は、資格が確認できる書類の写し

③上記②の資格がない方で、以下の研修修了者は、研修の修了証書の写し

- ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）
- ・（公社）全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ・児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設が実施する（公社）全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
- ・認可外の居宅訪問型保育研修
- ・子育て支援員研修（地域保育コースに限る）
- ・家庭的保育研修（基礎研修）
- ・家庭的保育研修（認定研修）

④上記③の研修以外で研修を受けた方は、直近の研修受講状況がわかる書類（受

講証の写し等)

- ⑤入所児童に関する保険会社との契約書類（保険証書）の写し(契約している場合のみ)
- ⑥パンフレット、料金表、シフト表など(作成している場合のみ)

2 基準日

令和7年10月1日

※10月1日時点の状況をご記入ください。10月1日が休園日となる場合は、翌開園日を基準日としてご記入ください。

3 提出期限

令和7年11月14日（金）

4 提出方法

LoGo フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/6KSU/1188667>

原則、LoGo フォームからの提出をお願いいたします。

電子申請ができない場合は、封筒の表に「運営状況報告書在中」とご記載のうえ、担当までご郵送ください。

5 その他

(1) 下記の届出事項に変更が生じた場合は、別途、「認可外保育施設事業内容等変更届（別記様式第2号）」により速やかに届け出てください。

- ① 施設の名称・所在地・連絡先
- ② 設置者の氏名・住所・連絡先
- ③ 管理者（施設長）の氏名
- ④ 設備の規模・構造
- ⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別
- ⑥ （定員5人以下の施設が定員6人以上に変更する場合のみ）定員数

(2) 休止中または廃止済みの場合は、「認可外保育施設休止・廃止届出書（別記様式第3号）」により速やかに届け出てください。

(1)(2)に係る必要書類掲載 : <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p007565.html>

【担 当】

文京区子ども家庭部幼児保育課保育施設支援担当
〒112-8555

文京区春日1丁目16番21号

文京シビックセンター12階南側

(TEL) 03-5803-1857 (直通)

(メール) b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp